

重度障害者就業支援事業

概要

常時介護を必要とする重度障害者の日常生活に係る支援を就業中にも行うことで、障害を理由として、働く意思と能力を持ちながら働くことのできない者に対する就労機会を拡大し、障害者の社会参加を促進する。

背景

○国の障害福祉サービスである重度訪問介護において、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出等についてはサービスの利用の対象外となっている。

○被用者においては、雇用主による合理的配慮や国による助成金制度が整備されている。

○個人事業主は現行制度において支援を受けられない。⇒市で支援策を実施

事業内容

○対象者 重度訪問介護利用者（支給決定者） かつ 個人事業主

○支援内容 就業中、就業に伴う移動中又は休憩時間中の日常生活に係る介助（介助者が主体的に行う業務を除く。）

○実施主体 堺市（大阪府が試行実施する補助金制度を活用）

○費用負担割合 府：市 = 1：1

○利用者負担 原則1割負担（非課税者は免除）

○所得制限あり

